

# お知らせ

申請者各位

平成31年2月25日  
経済産業省  
農水産室

## 水産物に係る輸入承認証の有効期間の適正化について

平素より、水産物の輸入割当制度について御協力いただき、誠にありがとうございます。

水産物に係る輸入承認証の有効期間については、平成28年4月1日より、「最長で24ヶ月」とお知らせしておりましたが、輸入割当限度数量は、1年間の国内需給の推測を踏まえて決定し、原則、輸入割当て後1年以内に輸入されることを想定して運用していることから、今後、輸入承認証の有効期間については、「最長で18ヶ月」とすることといたします。

新たな有効期間については、平成31年度に公表する各輸入発表分から適用することとします。具体的には、本年4月に予定している「すけそうだら」「たら」「ほたて貝」「ぶり・さんま・ほたて・貝柱」の各輸入発表に基づく輸入割当証明書(IQ)から切り替えた輸入承認証(IL)より、順次、輸入承認証の有効期間は最長で18か月となります。

なお、延長1回当たりの最長期間(6ヶ月間)、延長承認回数(上限なし)及び延長に係る審査基準(平成30年12月11日「お知らせ」を参照)については、従前の通りです。

今後とも、輸入割当て制度の趣旨について御理解の上、安定的な輸入に御協力いただけますようお願いいたします。

<問合せ先>

経済産業省 貿易経済協力局  
貿易管理部 農水産室 水産班

TEL: 03-3501-0532

FAX: 03-3501-6006